○第二種貯蔵所位置等変更届（一般則、液石則）

根拠法令

・法第１９条第４項　　一般則第２９条
　　液石則第３０条

適　　用

・第二種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事
　※軽微なものを除く。

必要書類

１．第二種貯蔵所軽微変更届書
　（一般則様式第１２、液石則様式第１２）
２．変更明細書
＜留意事項＞（１）から（３）について変更のあった部分の変更理由、変更内容を記載する。
（１）貯蔵の目的を記載した書面
（２）法第１８条第２項の技術上の基準に関する事項を記載した書面
（３）移設等に係る貯蔵設備にあっては、当該貯蔵設備の使用の経歴及び保管状態の記録
（添付すべき書面及び図面）
①事業所全体平面図
②貯蔵設備等のフローシート又は配管図
③高圧ガス貯蔵所配置図
④機器等一覧表
⑤貯蔵能力の計算書
⑥貯蔵設備等の耐圧・気密試験成績書及び強度計算書に対応する事項
（大臣認定品にあっては、認定試験者試験等成績書）の写し
⑦耐震設計構造物に係る計算書
⑧貯槽の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
３．上記①～⑧に掲げるもののほか、貯蔵所に応じて、法第１８条第２項の技術上の基準の確認に必要な書面又は図面
４．届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）